



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 エコナックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥村 英夫
(コード番号 3521 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 加藤 祐蔵
(TEL 03-6418-4391)

**(訂正)「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ**

平成 29 年 5 月 12 日付にて開示いたしました「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の内容 (訂正箇所は下線を付して表示しています。)

I. 2. 株式併合

(3) 併合により減少する株主数

注書きの文章内

【訂正前】

(注) 本株式併合を行った場合、所有株式数が 1 株だけの株主様 38 名 (その所有株式数の合計 38 株) は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【訂正後】

(注) 本株式併合を行った場合、所有株式数が 1 株だけの株主様 38 名 (その所有株式数の合計 38 株) は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

II. (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 4 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4 注書きの文章内

【訂正前】

ハ) 単元未満株式 (効力発生後の上記の例②の 25 株、例③の 28 株、例④の 43 株) につきましては、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

【訂正後】

ハ) 単元未満株式 (効力発生後の上記の例②の 25 株、例③の 28 株、例④の 43 株) につきましては、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

Ⅲ. (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 7 必要な手続きはありますか？

A 7 回答の文章内

【訂正前】

A 7. 特に必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことができますので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

【訂正後】

A 7. 特に必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただくことができますので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

2. 訂正の理由等

当社は、定款において単元未満株式の買増し制度について規定しておりませんが、誤って記載をしてしまったものであり、株主様や投資家の皆様をはじめとする関係各位に多大なご迷惑をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

単元未満株式を保有されている株主様が、単元株式の保有をご希望される場合には、「単元未満株式の買取り」のお手続きをご利用いただきますようお願い申し上げます。

以 上